

第2章 環境保全の歩み

日本の公害の歴史

日本における公害問題の歴史は、明治11年に発生した足尾銅山鉍毒事件に遡ります。これは、鉍山開発による渡良瀬川の汚染が深刻化し、農民運動を引き起こした事件で、日本の「公害の原点」とも称されます。しかし、十分な対策が講じられないまま、昭和30年代後半まで公害問題は続きました。その間、四大公害病と呼ばれる水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）、イタイイタイ病、四日市ぜんそくが発生しました。これらの公害は、高度経済成長期の工業発展に伴う水質汚濁や大気汚染が原因でした。

公害対策の進展

こうした状況を受け、国は対策を強化。水質汚濁防止のため「公共用水域の水質の保全に関する法律」（昭和33年）や「工場排水等の規制に関する法律」（昭和33年）、大気汚染防止のため「ばい煙の排出の規制等に関する法律」（昭和37年）などを制定しました。しかし、個別の規制だけでは十分な効果を得られず、昭和42年には公害対策の総合的な指針として「公害対策基本法」が制定されました。さらに、昭和45年の「公害国会」で公害14法が整備され、公害規制が大幅に強化されました。そして昭和46年には環境庁（現・環境省）が設置され、環境行政が本格的に推進されることになりました。

新たな公害問題と環境基本法

社会の変化に伴い、公害問題も変容しました。工場公害に加え、自動車による大気汚染、騒音、振動など都市型公害が深刻化。さらには地球温暖化や酸性雨など、環境問題は地球規模に広がっていきました。このような新たな課題に対応するため、平成5年には「公害対策基本法」に代わり「環境基本法」が制定され、環境保全の理念が包括的に定められました。その後、平成11年には「ダイオキシン類対策特別措置法」、平成14年には「土壤汚染対策法」などが制定されました。また、平成13年の中央省庁再編により、環境庁は「環境省」として新たに発足しました。

大阪府・豊中市における公害対策

大阪府では、昭和25年に「大阪府事業場公害防止条例」を制定。昭和44年には「大阪府公害防止条例」を制定し、公害対策の強化が進められました。平成6年には「大阪府環境基本条例」を制定し、それまでの「大阪府公害防止条例」を「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に改定し、平成15年には土壤汚染についても規制対象に追加され、公害防止から環境保全へと施策の幅を広げました。

豊中市でも、公害対策を積極的に推進するため、昭和48年に「豊中市環境保全条例」を制定し、工場等に対する規制を強化しました。その後、平成4年には「環境管理基本方針」と「環境配慮指針」を策定し、「人間と自然が共存し、快適で人と環境にやさしい都市(まち)・豊中」の実現を目指しました。平成7年には「豊中市環境基本条例」を制定し、持続可能な環境施策を推進。その後、平成11年には「豊中市環境基本計画」、平成13年には「豊中市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。平成14年には低公害車の導入を進めるため「豊中市公用車の低公害車導入アクションプラン」を策定し、電気自動車や天然ガス自動車の導入を図りました。また、平成23年には「第2次豊中市環境基本計画」、平成29年には「第3次豊中市

環境基本計画」を策定し、より持続可能な都市環境づくりを進めています。

また、「豊中市環境保全条例」は、「豊中市環境基本条例」などとの整合性を図るため、平成１７年に「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」として全面改正しました。平成３０年には、全面改正から１０年以上が経過し、その間に、公害関係法令に基づく規制強化や、中核市への移行に伴う公害関係法令及び大阪府の関係条例の権限移譲・委任が完了したことから、特定工場等許可制度や電波障害の防止規定の廃止等を行いました。また、今後石綿（アスベスト）含有建材を使用した建築物の解体等工事の急増が危惧され、石綿飛散防止するため、解体等工事に係る石綿に関する届出制度を新設する一部改正も合わせて行いましたが、大気汚染防止法の一部改正により解体等工事にかかる石綿の事前調査結果報告を義務付けたことに伴い、令和３年度末に削除しました。

豊中市の環境政策の変遷

豊中市は、公害行政の充実にも力を入れてきました。昭和４３年に公害対策課を設置し、昭和４９年には公害対策部を新設。その後、平成３年に環境対策課へ改称し、平成６年には公害対策部を生活環境部に改称し、そのもとに公害課と環境課を設置。さらに平成１１年には環境保全課と環境企画課に、さらに平成１５年には生活環境部を環境部に改編し、環境保全課と環境企画課を統合して環境政策室を設置しました。平成２７年には環境政策室を環境政策課に改編し、令和５年にはゼロカーボンシティ推進課と環境指導課へと再編。現在は、地球温暖化対策や公害防止に取り組んでいます。

環境監視体制の整備

昭和４７年に公害研究室を開設し、平成１１年に公害検査室へ改称（平成１７年に廃止）。昭和４７年度には野田局、昭和４９年度には千里局と千成局を設置し、平成２年には昭和４７年度に設置された市役所局が大阪府から移管され、大気汚染の監視を順次強化しました。なお、平成２０年に、「大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（大気汚染防止法第２２条の規定）」に基づき、野田局を廃止しました。また、昭和６２年には市役所前に大気汚染状況のデジタル表示盤を設置しましたが、平成２５年に撤去。その代替として、平成２６年からインターネットでの情報提供を開始しました。大阪府が発令する光化学スモッグ注意報やPM_{2.5}の情報も容易に確認できるようになっています。

公害行政の拡充と現在

平成２４年に豊中市は中核市へ移行し、公害対策業務が拡充しました。大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視業務、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可・届出業務などが追加されました。また、PRTTR制度に基づく事業者の届出受付業務も開始しました。令和５年には、一般環境大気測定局・千成局を菰江公園内に移設し、菰江公園局として運用を開始しました。

今後も、豊中市は環境保全のさらなる強化を目指し、市民と協力しながら持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めていく方針です。